

申込方法について

Vectorworks 取扱店にてご購入いただけます。以下の【ご注意】をご確認いただき、購入申込記入欄にご記入の上、キャンペーン期間以内にお申込みください。なお、記入内容に不備がある場合、また、キャンペーン期間外の場合、お申込みいただくことができませんので、ご注意ください。

【ご注意】

- ・本製品は、ご購入後2016年11月30日(水)までに、Vectorworks のユーザ登録、インストール、および Vectorworks サービスセレクト契約手続きが必要です。
 - ※ Vectorworks サービスセレクトの契約開始日は、ユーザ登録の日をもとに確定いたします。ユーザ登録日が20日までの場合、翌月の1日が開始日となります。21日以降に登録の場合は、翌々月の1日が開始日となります。
 - ※ Vectorworks サービスセレクト契約申込書の提出期限は、契約申込書 PDF のメール送信後10日間です。期限内に契約申込書の送付がない場合、自動的に契約を開始する場合があります。後日、契約申込書の提出が必要です。
- ・本製品は、新規ユーザ登録が必要です。既存のユーザIDをお持ちの場合、本製品を既存のユーザID に製品を追加登録することはできません。
- ・お申込み後、各手続きが完了していない場合、直接カスタマーサービスデスクより確認のご連絡をさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ・本製品購入後、Vectorworks サービスセレクト契約のキャンセル、途中解約、返金はできませんので、ご注意ください。
- ・本製品の Vectorworks サービスセレクト契約は、ご購入の製品にのみ有効です。別製品に組み替えて契約いただくことはできません。
- ・お申込み本数が複数本ご購入の場合、Vectorworks サービスセレクト契約は、1本ごとの契約でなく、1つの契約にまとめてさせていただきます。
- ・本キャンペーンは、スタンドアロン版のみ対象です。サイトプロテクションネットワーク版、追加モジュール、追加契約は対象外です。

① お申込み日

2016年 月 日

② Vectorworks サービスセレクトご利用規約の確認（裏面のご利用規約を確認の上、下記の □ にチェックを記入してください。）

 裏面の Vectorworks サービスセレクトご利用規約を確認し、申込む

③ 現在ご利用中の 2DCAD にチェックを記入してください。（複数回答可。未記入不可となります）

<input type="checkbox"/> JW-CAD	<input type="checkbox"/> AutoCAD LT	<input type="checkbox"/> 図脳 RAPID
<input type="checkbox"/> DRA-CAD	<input type="checkbox"/> TURBOCAD	<input type="checkbox"/> Bricscad
<input type="checkbox"/> JDraf	<input type="checkbox"/> その他 2DCAD 【製品名： _____】	

④ お申込み商品の本数（お申込み本数をご記入ください。）

対象商品名	キャンペーン型番	キャンペーン価格（税別）	申込み本数
Vectorworks Architect with Renderworks 2016 BIM 導入応援キャンペーン	BC124058	395,000 円	本

⑤ 購入者情報記入欄

以下の項目に必要な事項をご記入ください。ご注文後、ユーザ登録、ご契約内容等についてご連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

フリガナ		フリガナ	
会社名		部署名	
フリガナ		電話番号	
氏名		E-mail	

ご販売店様記入欄

会社名		発注番号	
部署名		氏名(担当者)	
Email			
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	

Vectorworks®サービスセレクトご利用規約

このVectorworksサービスセレクト契約(以下「本契約」)は、エーアンドエー株式会社(以下「当社」と、本契約の契約者(以下「顧客」と)の間で締結されるものです。本契約は、顧客が署名捺印したVectorworksサービスセレクト契約申込書(以下「本申込書」)を当社、またはVSS取扱販売店に申し込んだ日の翌月1日(以下「発効日」)より効力を有します。本契約は当社が顧客に対して、本申込書に顧客が記載したソフトウェア製品(以下「対象ソフトウェア」)に関連した特定のサポートサービスを提供する諸条件について定めています。対象ソフトウェアは、別途定める各ソフトウェアのエンドユーザ用向け使用許諾契約書(以下「使用許諾契約書」)に基づいて、Vectorworks開発元Vectorworks,Inc(当社と同一の企業ではありません)から顧客にライセンスされており、本契約に基づくものではありません。

※Vectorworksサービスセレクト(以下「VSS」)

1. サービス

本契約の条件について、顧客が本契約に定める全契約料金を支払い、また本契約に定める諸条件を順守することを条件に、当社は顧客に下記のサービスを提供します。なお、当社はサービス内容が必要に応じて修正・停止することができます。

a. ソフトウェアアップデート

本契約期間中に、当社が対象ソフトウェアのバージョンアップ(アップグレード)、アップデート、パッチ、バグフィクス(以下「アップデート」)をリリースした場合、必要に応じて、顧客がこれを利用できるようにします。本契約に含まれるライセンスごとに1つのアップデートを利用可能にします。利用できるアップデートの範囲・頻度については、Vectorworks,Incおよび、当社の裁量によります。全てのアップデートは、適用される使用許諾契約書により対象となるソフトウェアの一部と見なされます。

b. 以前のバージョンの使用許諾

顧客が本契約期間中、以前使用許諾が付与されたソフトウェア(以下「以前のバージョン」)を、別途使用許諾契約書に基づく規定がない限り、以下の(i)~(vi)を条件として以前のバージョンの使用を継続することができます。

- 以前のバージョンを、Vectorworks使用許諾条件に従って使用すること。
- 以前のバージョンは、対象ソフトウェアと同一のパソコンにインストールすること。
- 以前のバージョンの使用ライセンス数は、顧客に許諾されたライセンス数、および、本契約に基づく最大ライセンス数を超えないこと。
- 以前のバージョンは、本契約の対象となるソフトウェア以前に使用許諾が付与された一つ前のバージョンに限り、かつ、
- 当社は以前のバージョンの新規追加のライセンスまたはアクティベーション、メディア、マニュアルなどの関連部材、アップデート、パッチ、バグフィクスなどの提供に一切の義務を負いません。
- 以前のバージョンをもたない顧客に対し、それを付与することはできません。

c. VSSポータル

当社は本契約で「VSSポータル」と称するウェブサイトを運営し、顧客はVSSポータルから特定のサービスにアクセスできます。VSSポータルには顧客企業の従業員のうち、本サービスにアクセスすることを許可された者(以下「承認ユーザ」)だけが、当社が提供するログイン情報を用いてアクセス可能です。ログイン情報は、本契約締結後、別途顧客に通知されます。なお、顧客が教育機関の場合は、その教育機関で学ぶ学生を除く、従業員と教員のみ、承認ユーザに任命できます。

d. プレミアムTechサポート

当社は、顧客が対象ソフトウェアの技術サポートを得られるよう1つ以上の専用電話番号を保持し「VSS専用コールサポート」を提供します。同時に双方向インターネットコミュニケーション技術を利用した「インターネットLiveサポート」を保持し、サポート対応時、必要に応じてこれを提供します。これらを合わせて「プレミアムTechサポート」と称します。プレミアムTechサポートは、平日9:30~12:00、13:00~17:00の間にご利用できます。1bで許諾される以前のバージョンの使用を顧客が継続する場合、対象ソフトウェアの2つ前のバージョンまでが本サポートの対象となります。なお、本サポートは顧客が希望する結果に達成すること、また全ての問題が解決されることを保証するものではありません。

e. トレーニングセミナー

当社は必要に応じて、インターネット経由で対象ソフトウェアに関するセミナー(インターネットLiveトレーニング)および、当社が指定した場所で開催する対面形式のセミナーを開催します。顧客はこれらに、VSS割引価格または、無償で参加することが可能です。参加可能なセミナーには、当社が一般的に定期開催する定例セミナーやグループセミナー、カスタマイズセミナーが含まれます。なお、VSS割引価格または、無償で利用できる範囲および、開催の頻度については、当社の裁量によります。対象となるセミナーについてはメールやWebサイト等によって顧客に通知されます。

f. ハードウェアプロテクトキー(ドングル)の交換

顧客の対象ソフトウェア「サイトプロテクションネットワーク版」に限り、盗難あるいは、火災や自然災害などの不可抗力によりドングルが損害を受けた場合には、当社はこれを交換します。ただし、適切な現地の法執行機関が盗難や損害について書面化した報告書がある場合のみとします。ドングルの交換サービスは1年間に1度しか利用できません。

g. ディスカウントクーポン

当社はその時々、割引価格で当社から製品やサービスを購入できるディスカウントクーポンを顧客に提供することができます。クーポンの数・頻度・種類については説明しません。

2. 契約期間

本契約は、発効日から満了日まで効力を有します。発効日から本契約の満了日までを「契約期間」とします。契約期間の終了が間近に迫った際には、期限までに所定の手続きを

沿って更新手続きを行う必要があり、契約更新申込書によって顧客が指定した期間を更新後の契約期間として、契約更新を行います。ここでいう「期限」とは、契約満了日の30日前を指します。なお、顧客が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は自動的に解除されます。

3. 契約対象ライセンス

顧客は保有する最新バージョンのVectorworks,Incソフトウェア全ライセンスを、当社が書面で合意しない限り、対象ソフトウェアに含めなければなりません。顧客が今後追加ライセンスを購入する場合は、購入時に本契約にライセンスを追加する必要があります。

4. 契約料金

初回期間(発効日から満了日まで)については、顧客は本契約に署名捺印した時点で、対象となる各ライセンスについて、本申込書にある「初回契約料金」を当社へ直接、またはVSS取扱販売店を経由し、当社に支払います。当社は契約更新後の契約料金について、本契約の経過中に事前通知の上、変更することができ、この場合、変更は当社の通知後最初の契約開始日に効力を発します。契約期間中に追加されたライセンスの追加契約料金は、追加ライセンスを購入した時点のVSS料金を契約期間の残りの月数で月割り計算します。契約期間中に追加された全ライセンスの追加契約料金は、自動的に以後の契約更新料金の追加されます。契約料金に関して課される消費税及び、地方消費税、その他の公租公課は顧客が負担するものとし、契約期間中に消費税及び、地方消費税が増額変更された場合は当該増額分についても顧客が負担するものとなります。なお、契約料金は、契約の解除および、途中解約の場合も含め返却しないものとします。

5. アクセス条件

顧客は、当社またはVectorworks,Incが必要に応じてVSSポータルに公開する全ての諸条件、サービス条件、他の方針を守るものとします。これらの諸条件等は本契約締結後、別途顧客に通知されるものとします。顧客、顧客の従業員、全ての承認ユーザは(i)当社またはVectorworks,Incが提供するログイン情報、ならびに(ii)全てのソフトウェア、物品、インターネットLiveトレーニングの記録、トレーニング素材、トレーニングの演習内容、ならびに他のポータルのコンテンツ(以下まとめて「コンテンツ」)の機密を保持するものとなります。顧客は「契約担当者」を任命し、本契約に関連する事項の第一担当者とし、当社がポータル経由で要求する全情報を、顧客を代表して提供する、あるいは必要に応じて更新する責任を負うものとします。なお、教育機関の場合は、学内に設置された教室施設内での利用に限られます。教室施設外での利用はできません。サービスに関連して顧客が提供する全情報は、Vectorworks,Incと共有するものとします。顧客は承認ユーザの中から1名以上の「サポート問合せ代表者」を任命するものとします。顧客は本契約の対象となるソフトウェアの1ライセンスごとに1名、最大5名(5ライセンス以上の場合)までのサポート問合せ代表者を任命することができます。プレミアムTechサポートでの技術サポート要求は、サポート問合せ代表者のみが行えます。

6. 知的所有権

顧客が提出する、あるいはサービスに含めて利用可能とする全コンテンツに関して、顧客はVectorworks,Incおよび、当社がこれらをあらゆるメディアに、あらゆる目的で、全世界で、利用料なしに、永続的かつ非独占的に用いる許可を与えるものとします。顧客はVectorworks,Incおよび、当社の両方あるいはいずれかが、提供する全てのコンテンツに対してあらゆる知的所有権・権利の証拠・利用権を保持していることを承認し、同意するものとします。

7. 契約の譲渡

顧客は当社からの書面による許可なく、本契約あるいは本契約の一部を譲渡、ライセンス、売却、貸与、賃借、リース、移譲することはできません。Vectorworks,Incは本契約の第三者受益者であり、(i)本契約に基づく当社の権利と義務を継承する、または(ii)当社から他者へ本契約を譲渡するように請求することができます。

8. 無保証・責任制限

法律が許可する最大限の範囲内で、サービスはあらゆる種類のいかなる明示または黙示の保証をすることなく、現状のまま提供されます。顧客は対象ソフトウェアを用いて作成した全ての成果物について全責任を負います。いかなる場合も、サービスに起因する、あるいはサービスに関連した全請求に対する当社の債務総額は、契約の記述または不法行為のあるなしを問わず、本契約に基づき顧客が当社に支払う対価を超えることはないものとします。また、いかなる場合も、当社は結果的、間接的、特殊な、懲罰的損害賠償や、営業権・事業利益の損失について、これらが生じる可能性について報告を受けていたとしても、責任を負わないものとします。

9. 雑則

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本契約に起因するあるいは関連する紛争や請求、またはその主題や成立は、東京地方裁判所の専属管轄権に従うものとします。本契約は完全なる合意を構成し、本件に関する当社と顧客の契約締結前の合意事項に優先します。本契約で特に記述されている場合を除き、本契約の修正は、書面で行われかつ当社と顧客による署名捺印がされない限り効力を有しません。本契約のいずれかの記述が法的強制力を持たないと決定された場合、該当する記述は必要に応じて法的強制力を持つように修正、制限されるものと見なし、いかなる場合においても、本契約の他の記述には影響しないものとします。

10. その他

本契約に定めない事項または、本契約の履行に疑義が生じた場合は、当社および、顧客の両者が誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

(2016年1月1日付)

A&A